

第十三回国会 農林委員會 會議錄 第十二号

昭和二十七年三月十二日(水曜日)

午前十一時二十二分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事 遠藤 三郎君 理事 河野 謙三君

理事 平野 三郎君 理事 小林 運美君

宇野 秀次郎君 小笠原 八十美君

越智 茂君 小淵 光平君

坂田 英一君 坂本 實君

中馬 辰猪君 幡谷 仙次郎君

原田 雪松君 井之口 政雄君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君

農林事務官 渡部 任良君

(大臣官房長) 小倉 武一君

(農林事務官) 小倉 武一君

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

三月六日

委員石井繁丸君辭任につき、その補

欠として田万廣文君が議長の名で

委員に選任された。

同月十二日

委員竹村奈良一君辭任につき、その

補欠として井之口政雄君が議長の指

名で委員に選任された。

三月六日

農林漁業資金融通法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五一七号)

同月十日

農業改良助長法の一部を改正する法

律案(内閣提出第五七七号)

第一類第九号

農林委員會會議錄第十二号 昭和二十七年三月十二日

同月十一日

閉鎖機關日本蚕糸統制株式会社が積

み立てた繭糸価格安定資金の処分に

関する法律案(内閣提出第六〇号)

同月三日

官行造林地の一部解約に関する請願

(前田郁君紹介)(第一二一〇号)

産米価額と仮払金との差額に附する

延滞利子の引上げに関する請願外四

件(笹山茂太郎君紹介)(第一一七〇

号)

部落農業団体の活動促進並びに国庫

補助に関する請願外七件(今井耕君

紹介)(第一一七一号)

同月七日

農業協同組合再建整備に関する請願

(深澤義守君紹介)(第一二〇八号)

部落農業団体の活動促進並びに国庫

補助に関する請願外二件(今井耕君

紹介)(第一二〇九号)

畜犬競技法制定に関する請願(大石

ヨシエ君紹介)(第一二二〇号)

同(田中不破三君紹介)(第一二六三

号)

農業関係公共事業費等の増額に関す

る請願(上林山榮吉君紹介)(第一二

六四号)

部落農業団体の活動促進並びに国庫

補助に関する請願外四件(今井耕君

紹介)(第一二六五号)

同月十日

部落農業団体の活動促進並びに国庫

補助に関する請願外一件(今井耕君

紹介)(第一三二六号)

同外二件(今井耕君紹介)(第一三二

四号)

畜犬競技法制定に関する請願(足立

篤郎君紹介)(第一三五四号)

澱粉工業救済に関する請願(本多市

郎君外六名紹介)(第一三五五号)

飼料需給調整法制定反対に関する請

願(武藤嘉一君紹介)(第一三八三

号)

の審査を本委員会に付託された。

同月四日

林野行政機構改革に関する陳情書外

一件(宮崎県農業会議議長温水三郎

外十一名)(第七七三三号)

同外十一件(熊本県森林組合連合会

会長理事山野万平外十一名)(第七七

四号)

同月十一日

北海道産てん菜糖の政府買上統統突

施に関する陳情書(北海道議會議長

藤田余吉)(第八四八号)

昭和二十六年産米価額と仮払金との

差額に附せられる延滞利子の利率引

上げに関する陳情書(秋田県雄勝郡

院内町齊藤誠一外二十一名)(第八四

九号)

農林省蚕糸局廃止反対に関する陳情

書(長野県議會議長片桐知雄)(第八

五〇号)

飼料需給調整法案反対に関する陳情

書(広島県東部飼料卸商協会委員長

倉田勝之助外八名)(第八五一号)

農業災害補償法に基く農業共済事業

強化策に関する陳情書(佐賀県農業

強化策に関する陳情書(佐賀県農業

共済組合連合会会長西岡勝次)(第八

五二二号)

養鶏事業の振興に関する陳情書(全

国養鶏大会議長大見為治)(第八五三

号)

林野行政機構改革に関する陳情書外

百二十三件(熊本県林材協会长松本

国治外百二十三名)(第八五四号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

農林漁業資金融通法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五一七号)

農業改良助長法の一部を改正する法

律案(内閣提出第五七七号)

○松浦委員長 これより農林委員會を

開会いたします。

去る三月六日内閣提出、農林漁業資

金融通法の一部を改正する法律案、ま

た三月十日同じく内閣提出、農業改良

助長法の一部を改正する法律案の両案

が本委員会に付託になりました。

これより両案を逐次議題といたし、

審査に入ります。

まず農林漁業資金融通法の一部を改

正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨について政府の説明を求

めます。野原政務次官。

農林漁業資金融通法の一部を改正

する法律案

農林漁業資金融通法の一部を改

正する法律

農林漁業資金融通法(昭和二十六

年法律第五五号)の一部を次のよう

に改正する。

附則に次の一項を加える。

4 農林漁業者の共同利用に供する

施設の造成に必要な資金のうち農

業倉庫(木炭又は繭の保管を主た

る目的とするものを除く)の造成

に係る資金であつて、昭和二十七

年度において貸付を行うものの利

率は、第三条の規定にかかわら

ず、年四分とする。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一

日から施行する。

○野原政府委員 ただいま上程になり

ました農林漁業資金融通法の一部を改

正する法律案につきまして、その提案

の理由を御説明申し上げます。

御承知の通り農業倉庫は供出制度下

においては主要食糧保管の重要使命を

果たすとともに、自由経済下においては

米麦の農業協同組合系統による円滑な

集荷配給上欠くべからざる重要施設で

ありますが、近年における資金、資材

の不足のため、新設はもちろん、災害

の復旧、老朽化した倉庫の補修さえ容

易でなく、そのため収容力の不足を来

している状況であります。政府はこの

状態をすみやかに改善すべく本年度に

おいて農林漁業資金融通法による低

利資金の融通を行つてゐるのでありま

すが、特に昭和二十七年においては

大いに農業倉庫の新設を行い、この問

題の解決をはかるため融資額を大幅に

増加する所存であります。

しかるに農業倉庫は一般の営業倉庫

と異なり営利を目的とするものでない

ため、過去においても農業倉庫の建設については多額の国の補助のもとに行われたのでありまして、これが大幅な新設をはかるためには融資額の増加のみでは十分でなく、新設された農業倉庫の経営が借入金金の負担に圧迫され困難を来すことのないよう、貸付金利を特に低利とする措置が必要なのであります。この点に關して現行法においては農業倉庫に対する資金の貸付は年七分を最低としておりますが、右の観点から農業倉庫の新設に対する貸付としてはなお高過ぎると考えられますので、農業倉庫の新設を大幅に行い、この問題の解決をはかるうとする昭和二十七年年度においては、特に年四分をもつて貸し付けることが必要と考えられるのであります。

以上がこの法案を提出した趣旨であります。何とぞ慎重に御審査の上すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○松浦委員長 次に農業改良助長法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨について政府の説明を求めます。野原政務次官。

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良助長法の一部を改正する法律

農業改良助長法（昭和二十三年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第三項及び第四項を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

（農林省の試験研究機関の協力）
第三条の二 都道府県農業試験場は、この法律の目的を達成するために、試験研究に關し、農林省の試験研究機関に對して、必要な助言と協力とを求めることができ

る。
第十四条第一項を次のように改める。

本章の規定により補助金を交付される「協同農業普及事業」とは、左に掲げるものをいう。
一 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に對し農業又は農民生活の改善に關する教示及び実地展示を行うこと。

二 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと。

三 前二号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。
第十四条の次に次の二条を加える。

（専門技術員及び改良普及員）
第十四条の二 都道府県は、協同農業普及事業を行うため、専門技術員及び改良普及員を置く。

2 専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究をするともに改良普及員を指導する。

3 改良普及員は、直接農民に接して農業又は農民生活の改善に關する科学的技術及び知識の普及指導にあたる。
（専門技術員及び改良普及員の任用資格）
第十四条の三 政令で定める資格を有する者でなければ、専門技術員又は改良普及員に任用されることができない。

第十六条を次のように改める。
（補助金の割当期日）
第十六条 農林大臣は、前条の提出書類を審査の上、毎年三月三十一日までに本章の目的のために定められた予算の範囲内において、都道府県別に補助金の割当を決定しなければならない。但し、予算成立の遅延のため、三月三十一日までにその決定ができない場合には、予算の成立後一箇月以内にこれを決定しなければならない。

第十六条の次に次の二条を加える。
（割当基準）
第十六条の二 農林大臣は、第十四条第一項第一号の協同農業普及事業に係る補助金の都道府県別割当については、左の各号の規定に従つて決定しなければならない。
一 当該予算総額の三割は、各都道府県の農業人口に応じて各都道府県に配分する。
二 当該予算総額の三割は、各都道府県の耕地面積に応じて各都道府県に配分する。
三 当該予算総額の二割は、各都道府県の市町村の数に応じて各都道府県に配分する。

四 当該予算総額の二割は、天災のため又は農業資源の開発が不十分なために協同農業普及事業を施行することが困難な都道府県及び農業の発展のため緊急に協同農業普及事業の施行を必要とする都道府県に配分する。
（都道府県の負担）
第十六条の三 第十三条第一項の規定により都道府県に交付される補助金の額が、第十四条第一項第一号の協同農業普及事業に係るものについては、当該都道府県においてその事業を維持するためその年度に支出する都道府県費の倍額をこえるとき、同項第二号及び第三号の協同農業普及事業に係るものについては、当該都道府県においてその事業を維持するためその年度に支出する都道府県費に相当する額をこえるときは、それぞれ、そのこえる部分については、当該都道府県は、これを受領することができない。

第十七条中「前条」を「前三条」に改める。
第十九条を次のように改める。
（補助金の流用禁止）
第十九条 本章の規定により交付される補助金は、直接と間接とを問はず、これを指定された事業以外に、又は指定された事業の間に流用してはならない。

第二十三条第一項中「第十六条第一項各号」を「第十六条の二各号」に、同条第四項中「第十六条第一項第四号」を「第十六条の二第四号」に改める。

附則
この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令で定める。

○野原政府委員 ただいま提案になりました農業改良助長法の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。

農業生産の増大及び農民生活の改善をはかるために農業に關する試験研究の促進とその成果の的確の普及とを目的といたしまして、農業改良助長法が施行されました。その間の事情の概略を申し上げますと、試験研究の分野におきましては、農事、畜産等試験場の整備統合が実施され、逐次農家の実態に即した試験研究の成果を上げつつありまして、また普及事業の分野におきましては、この制度が幸いに農家の希望に合致いたしましたので、普及職員の充実と相まつて、次第に農家の信頼も加わつて参つてゐるのであります。食糧自給力の向上をはかりますことが、いよいよ急務と考えられます。現在におきましては、この目的を達するため、農家が生産と生活について科学技術をできる限り取入れますことが根本かと存ぜられます。従つて政府といたしましては、試験研究と普及とにつきましては、今後とも一段と努力をいたす考えでございますが、これに關して参りました経験から、この際若干の改正をいたしたいと存するものであります。

今回改正いたそうとする主要な規定は四つございます。第一は、第二条の

試験研究機関に対する助成基準についてでありまして、現在第三項において資金の交付を受ける試験研究機関の数が、いずれの年度においても七十五を越えてはならないことになつておりますが、最近急増いたしました新制大学等における有用な試験研究にいたしたとしても、進んで適切な助成をいたしたいと考えますので、第三項及びそれに関連する第四項を削除いたしまして、資金の交付を受ける試験研究機関の数及び助成額の割合に関する制限はすすものであります。

第二は農林省の試験研究機関が、積極的に都道府県農業試験場を指導援助する旨の規定を第三條の二として新たに置くものであります。もと／＼農林省の試験研究機関、たとえば西ヶ原の農業技術研究所にいたしまして、東北、関東、東山等の地域農業試験場にいたしまして、都道府県農業試験場と密接な関係を持ちまして、事実上これを指導援助いたしておりますが、従来明文を欠いて、法律上両者の関係が不明確でありましたので、これを新たに明文といたしまして、両者の関係を一層緊密にいたそうとするものであります。

第三は、農業改良普及事業の範囲を拡大する第十四條の規定であります。従来農業改良普及事業といたしましては、専門技術員及び普及員が巡回指導、出版物の配付及び展示等の手段によりまして、農家を指導いたすこととされておりましたが、この事業を有効に実施いたしますために、普及員養成及び研修や農業及び生活の改善に関する農村青少年団体の幹部の養成等を實質的には普及事業の一部といたしまし

て実施して参つたのでありまして、また二十七年からは営農試験地の制度も実施いたすわけでありまして。かようなわけで農業改良普及事業の内容について、実質と形式とが合致するように従来の規定の範囲を拡大いたすことが、今後の施策を行う上に必要であると考えらる次第であります。

第四は、農業改良普及事業のかなめというべき専門技術員及び改良普及員の身分及び任務に關して、第十四條の二として新たに明文を置くものであります。従来の法律におきましては、この兩者を一括して単に専門指導員と稱して、その任務につきましては規定はございません。従つて優秀な人材を登用いたすだけの職階制を確立いたすのに困難を感じておりましたので、この際兩者の身分及び任務を明文といたしまして、その活動の促進を一層はからうといたすものであります。

改正の要点は以上のようなものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○松浦委員長 ただいま政府より趣旨の説明がありました。本案につきましては、次会より質疑を行うことにいたします。なお昨日、内閣提出、閉鎖機関日本養蚕統制株式会社が積み立てた繭糸価格安定資金の処分に関する法律案が本委員会に付託になつております。本案も次会より審査に入る予定であります。御了承願います。

本日はこれをもつて散会、次会は明十三日午前十時より開会いたします。
午前十一時三十二分散会

〔参照〕
二月二十二日選任
請願審査小委員長 坂田 英一君
請願審査小委員
宇野秀次郎君 越智 茂君
川西 清君 坂田 英一君
千賀 康治君 中馬 辰雄君
小林 運美君 高倉 定助君
石井 繁九君 竹村 宗良一君

第十三回国会衆議院農林委員会
録第十一号中正誤

頁		誤	正
段	行		
三	四	政府は左記の事項を執行すべしと認め、	政府は左記の事項を執行すべしと認め、
三	五	根本的な措置を講ずるべきである。	根本的な措置を講ずるべきである。
三	五	政府は左記の事項を執行すべしと認め、	政府は左記の事項を執行すべしと認め、
三	五	根本的な措置を講ずるべきである。	根本的な措置を講ずるべきである。

昭和二十七年三月十九日印刷

昭和二十七年三月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所